

# 「神戸市食品衛生法施行細則の全部を改正する規則（案）」、 「（仮称）神戸市食品表示法施行細則（案）」、 「（仮称）神戸市食品衛生法施行に関する取扱い要綱（案）」について

## 1 趣旨

平成 30 年 6 月に改正食品衛生法が公布されたことに伴い、食品衛生法施行令、食品衛生法施行規則等が整備され、令和 3 年 6 月 1 日に施行されます。

また、平成 30 年 12 月に改正食品表示法が公布されたことに伴い、政令、内閣府令等が整備され、令和 3 年 6 月 1 日に施行されます。

これらを受け、神戸市食品衛生法施行細則（平成 15 年 3 月規則第 54 号。以下「市細則」といいます。）について所要の改正を行うとともに、（仮称）神戸市食品表示法施行細則及び（仮称）神戸市食品衛生法施行に関する取扱い要綱を制定し、必要な事項について定めます。

## 2 概要

### (1) 神戸市食品衛生法施行細則（平成 15 年 3 月規則第 54 号）の全部改正

- ・食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「施行規則」といいます。）の改正に伴い、各種申請・届出等の様式について所要の改正を行います。
- ・営業許可申請に際して、法人の登記事項証明書、食品衛生責任者の資格を証する書類、当該営業を譲り受けたことを証する書類を必要に応じて添付することを規定します。
- ・営業の申請に対する許可又は不許可に際して、保健所長が交付する許可証又は不許可通知書を規定するとともに、許可証の再交付手続きについて規定します。
- ・営業届出に際して、食品衛生責任者の資格を証する書類等の添付について規定します。
- ・申請事項の変更があった際の変更事項が確認しうる書類等の添付について規定します。
- ・廃業の届出について、許可営業者又は届出営業者が死亡し、又は解散したときは戸籍法第 87 条に規定する届出義務者、清算人又は破産管財人が届出を行うものとするを規定します。
- ・改正食品衛生法で食品等の回収に係る届出が義務化されたことに伴い、様式を規定します。
- ・施行規則に規定する食品衛生責任者に関する都道府県知事等が適正と認める講習会について、保健所長が指定する講習会とすることを規定します。また、他の自治体等が行う講習会については、前述の講習会と同等以上の内容と認められる講習会とすることを規定します。
- ・施行規則に規定するふぐの種類鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると都道府県知事等が認める者について、兵庫県知事が実施する試験に合格した者又は同試験に合格した者と同等以上の知識及び技術を有すると保健所長が認める者とするを規定します。
- ・本細則により、申請、届出にあたり添付を求める書類について、電子情報処理組織を使用する方法により提出することができることを規定します。

### (2) （仮称）神戸市食品表示法施行細則の制定

- ・改正食品表示法で食品の回収に係る届出が義務化されたことに伴い、様式を規定します。

### (3) （仮称）神戸市食品衛生法施行に関する取扱い要綱の制定

ア 公衆衛生上必要な措置の基準を補う事項について規定します。

- ・食品、施設等の管理について、作業区域の区分け、ねずみ及び昆虫の駆除、原材料の安全性の確認等、営業者が講ずるべき努力義務事項について規定します。

- ・飲用に適する水の管理について、施行規則に規定する飲用に適する水を特設水道により供給される水又は「食品、添加物の規格基準」（昭和34年12月28日厚生省告示第370号）「第1食品B食品一般の製造、加工及び調理基準」に規定する食品製造用水（水道水を除く。）の規格を満たす水とすることを規定するとともに、1年に1回以上行う水質検査の項目及び営業許可申請書に添付する水質検査結果の項目を規定します。
- ・消費者への情報提供のため、営業許可証を施設の見やすい場所に掲示することを規定します。
- イ 食品衛生責任者に関して、施行規則及び市細則の規定を補う事項を規定します。
- ・保健所長が指定する食品衛生責任者養成講習会及び食品衛生責任者実務講習会の科目及び時間を規定します。
- ・食品衛生責任者に食品衛生責任者実務講習会を受講させることを許可営業者の努力義務として規定します。
- ウ ふぐを処理する場合に、施行規則及び市細則の規定を補う事項について規定します。
- ・市細則で規定する兵庫県知事が実施する試験に合格した者と同等以上の知識及び技術を有すると保健所長が認める者を、令和元年10月31日付け生食発1031第6号厚生労働大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知で示されたふぐ処理者の認定基準と同等以上の内容の試験に合格した者又は免許を取得した者とするのを規定します。
- ・ふぐ処理を行う場合の届出制度について規定します。
- ・魚介類競り売り営業の営業者間、魚介類競り売り営業の営業者とふぐ処理施設の営業者間又はふぐ処理施設の営業者間を除き、処理していないふぐを食用として販売してはならないことを規定します。
- ・ふぐ処理及び有毒部位の廃棄処分時の遵守事項を規定します。
- エ 「食品、添加物の規格基準」（昭和34年12月28日厚生省告示第370号）「第1食品D各条」に規定する生食用食肉を加工又は調理する場合に、営業許可の取得に際して届出する事項、添付する書類等について規定します。
- オ 許可営業者が引き続き30日以上休業しようとするときの届出制度について規定します。
- カ 臨時営業（営業以外で食品を不特定又は多数の者に提供しようとする場合）の届出制度について、規定します。
- キ 福祉目的の事業の一環として営業以外で食品を提供しようとする場合の届出制度について、規定します。
- ク 本要綱により、申請、届出にあたり添付を求める書類について、電子情報処理組織を使用する方法により提出することができることを規定します。

### 3 施行日

令和3年6月1日